

物品供給単価契約書

次の物品供給について、発注者と受注者は各々対等な立場における合意に基づいて、下記事項及び倉敷市物品供給単価契約約款(平成27年9月1日制定。以下「約款」という。)によって契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

1 品名	
2 規格	
3 単位	
4 単価	(消費税及び地方消費税を含まない)
5 契約期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
6 納入場所	
7 納入期限	発注後7日以内(契約期間中随時発注)
8 契約保証金	免除 (倉敷市財務規則第175条第7号による)
9 その他	個 (契約期間内における総発注量の予定数) ※購入数を保証するものではなく、数量に増減が生じても契約単価の変更はないものとする。
10 特記事項	この契約においては、約款第3条に規定する契約の保証に関する事項は適用しない。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者とが双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

倉敷市西中新田640番地

倉敷市

倉敷市長 伊 東 香 織

受注者 所在地

商号又は名称

代表者氏名